

## 一般社団法人広島家族信託協会 入会金及び会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人広島家族信託協会（以下、「協会」という。）入退会規程に基づき、協会の入会金及び会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (入会金)

第2条 入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる（消費税別途）。

- (1) 正会員 個人 2,000円 法人 2,000円
- (2) 賛助会員 個人 1,000円 法人 1,000円

### (年会費)

第3条 年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる（消費税別途）。

- (1) 正会員 個人 12,000円 法人 12,000円
- (2) 賛助会員 個人 6,000円 法人 6,000円

### (新規入会時における会費の取扱い)

第4条 入退会規程により、入会の承認を受けた会員の会費の取扱いは、次のとおりとする。  
なお、事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- 1 入会の承認を受けた会員は、当該入会の日属する月分から会費を納入しなければならない。
- 2 入会初年度の会費は、1事業年度当たりの会費の金額を月割り計算することにより算出するものとする。
- 3 会員は、会員資格を継続する場合は、3月末までに次年度の年会費を支払うものとする。  
納入時期及び方法は、協会の指定する方法に従うものとする。

### (会費等の使徒)

第5条 第2条及び第3条記載の入会金及び会費は、法人の活動のために使用するものとし、使途は定めないものとする。

### (変更)

第6条 この規程は、社員総会の決議によって変更することができる。

### 附 則

この規程は、令和2年10月1日から実施する。

振込先：広島銀行 八丁堀支店 普通 366261 社) 広島家族信託協会